

業務委託仕様書

1 事業の名称

令和5年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト「高度・専門人材県内就職促進事業」
WEB合同説明会実施業務

2 目的

三重県では製造業や食関連産業等の企業での、高度・専門人材や能力を有した人材の確保が課題となっている。

そこで本事業は、県内外企業の高度・専門人材確保の支援および県内の若年求職者等の就職促進を目的に、WEB上で合同企業説明会を開催することにより、就職促進を図るものである。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和5年12月28日（木）まで

4 対象

企業：三重県が指定する「戦略的雇用創造分野」（別表）の業種を中心に三重県内に本社もしくは支社、営業所等があり、求人をしている企業。

なお、対象とする求人は以下の①～⑤をすべて満たす求人とする。

- ① 専門スキルや経験、知識、資格等を要する高度・専門人材であること。
- ② 採用後の勤務地が三重県内であること。
- ③ 雇用条件（賃金・保険等を含む）が法令等に反していないこと。
- ④ 原則、雇用対象の業務が求人企業の経常的、継続的なものであること。
- ⑤ 公序良俗に反していない業務であること。

求職者：三重県内の企業への就職を希望するU・Iターン希望者含む、おおむね45歳未満の若年求職者等。

5 委託業務の内容

受託者は、以下の事業内容を企画し実施すること。なお、効果的と思われる内容については、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、自由提案業務においては、契約額の範囲内での実施とし、必須としない。

(1) WEB合同企業説明会（以下、「WEB合説」という。）実施業務

① 業務スケジュール

参加企業の決定 6月

専用HPの作成 6月～7月（7～8月公開予定）

参加企業へのWEB合説の説明及び日程の調整 6月～7月

WEB合説開催 8月～9月中旬

専用HPでのWEB合説の映像公開 WEB合説開催後～令和5年12月28日

専用HP運営管理 HP開設後～令和5年12月28日

② 業務内容

ア 参加企業の決定

- ・参加企業が20社以上となるよう募集・調整すること。参加企業は、県内に本社または支社、営業所があり、高度・専門人材の求人を募集している企業とする。企業数に上限はないが、就職促進の観点から、出来る限り多くの企業が参加できるよう努めること。ただし、企業数にかかわらず、契約額の範囲内での実施となるため留意すること。なお、参加企業は業種や地域に偏りのないよう選定することとし、オンラインを活用した採用活動を行ったことのない企業を優先すること。選定にあたっては、公益財団法人三重県産業支援センター（以下、「産業支援センター」という。）と協議の上、決定すること。
- ・本事業へ参加する企業の参加費は無料とすること。

イ 参加企業との連絡調整業務

- ・参加企業に対し、WEB合説全体の詳細や配信当日の流れを説明する機会を設けるとともに、実施場所や日時の決定等、開催に必要な連絡調整全般を綿密に行うこと。

ウ WEB合説の開催

- ・WEBを使い、企業が採用情報などを発信するオンライン合同企業説明会を開催し、その様子をリアルタイム配信及び録画すること。
- ・WEB合説は県内全域からの企業が参加しやすい場所で開催することとし、場所の選定にあたっては産業支援センターと協議し、決定すること。
- ・進行役を1名配置することとし、選定にあたっては産業支援センターに相談し、決定すること。
- ・1社あたり20分程度のリアルタイム配信とし、その手法や内容を提案すること。リアルタイム配信は企業の参加は2名までとし、進行役が話を引き出すよう、工夫すること。また、リアルタイム配信中に参加者が参加企業に質問できる手法も含めて提案すること。

エ WEB合説専用サイトの作成と運営

- ・専用のホームページ（以下、「専用HP」という。）を作成すること。なお、情報漏洩等が発生しないよう、独立した専用HPとすること。
- ・サイトの内容が伝わるようなドメインを取得すること。
- ・戦略的な情報発信の効果測定を図るため。アクセス解析ができるように設定すること。なお、解析は「Google Analytics」等を用いること。
- ・検索エンジンからサイトに訪れる人を増やすよう、効果的なSEO対策を行うこと。
- ・専用HPは見やすく、分かりやすい画面構成を心がけ、産業支援センターの指示により、バナーやリンクの設定を行うこと。
- ・専用HPにはWEB合説の開催日時や参加企業名等を掲載し、開催日の3週間前までに公表すること。
- ・専用HPに求職者の申込フォームを作成すること。
- ・専用HPには参加企業の個別ページを作成し、企業紹介、求人情報等を開催日の2週間前までに公表すること。また、WEB合説開催後は当日の映像、質疑応答の情報をすみやかに同HPに掲載すること。
- ・専用HPは参加企業の採用情報が最新のものとなるよう更新すること。
- ・専用HPは令和5年12月28日まで公開すること。公開中は常時、メンテナンスを行

うこと。

- ・専用HPの作成と運用の詳細は別途、産業支援センターと協議すること。

オ 求職者向けのチラシ

- ・求職者にインパクトのあるものとなるよう、総括した事業名等を提案すること。
- ・求職者への周知・広報のためのチラシをデザイン・印刷（4,000枚）し、同データと印刷物を産業支援センターに提出すること。提出されたチラシとデータは、産業支援センターと別途発注する広報・集客業務の受託事業者（以下、「広報・集客企業」という。）が使用するものとする。なお、掲載内容やデザイン等については、広報・集客企業及び産業支援センターを含めた三者で協議し決定することとする。

カ 参加企業へのアンケート

- ・WEB合説開催後、2ヵ月前後経過時点で参加企業よりアンケートを取得すること。質問項目については、産業支援センターと協議すること。

キ その他留意事項

- ・本事業の実施においては十分なセキュリティ体制を構築し、情報漏えい等が発生しないよう、十分に留意すること。
- ・WEB合説に必要な業務や詳細については、産業支援センターの承認を得て実施すること。
- ・サイトや配信などが正しく稼働するか、産業支援センター担当者の立会のもと、確認作業を実施すること。
- ・WEB合説開催・運営にあたり、広報・集客企業と連携を密にし事業を進めること。詳細については、産業支援センターの指示に従うこと。

6 事業目標

WEB合説参加企業を20社以上とする。

7 業務計画の設定

当事業における目標設定を行い、それを踏まえた業務計画を策定して、業務を実施すること。
なお、目標及び業務計画については産業支援センターと協議すること。

8 契約上限額

2,752,178円(消費税及び地方消費税を含む)

※消費税及び地方消費税は、10%とする。

9 実施事業者の条件

- (1) 配信において、求職者、参加企業の双方に有益な運営ができること。また、本事業と類似事業の実績を有していること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定するものに該当しないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

1 0 実務実施体制

(1) 運営事務局の設置

受託者は、本業務を履行するのに必要な人員を確保すること。緊急を要する事態が発生した場合を想定し、産業支援センターとの連絡を迅速に行える体制を整えること。

(2) 実施体制及びスケジュールの作成

受託者は、委託契約後速やかに、本委託業務の実施体制表（企画提案書様式2・業務実施体制）及びスケジュールを作成し、産業支援センターの承認を得ること。なお、これらに変更がある場合も、産業支援センターの承認を得ること。また、業務の実施にあたっては産業支援センターと協議のうえで行うこと。

1 1 その他、業務実施上の条件

- (1) 委託者は、必要に応じ、受託者に対して状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに産業支援センターに移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって産業支援センターに譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存しなければならない。

1 2 業務委託料

(1) 支払い

原則、精算払いとし、必要に応じて協議のうえ決定する。

(2) 委託料の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払い停止若しくは既に支払った委託料の一部を産業支援センターに返還する。また、上記により契約を解除した場合は、受託者に対して違約金を求める場合がある。

(3) 委託料の減額

本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額する。

1 3 経費策定上の留意事項

社会保険料の算定は人件費の17%以下とする。

1.4 報告書類

実績報告書

委託業務が完了したときは、遅滞なく本業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について、実績報告書（任意形式）等に証拠書類を添えて産業支援センターへ提出すること。なお、実績報告書には下記の①～⑥の内容と、それぞれの事業の効果と課題を取りまとめて盛り込むこと。

- ① 事業の概要
- ② 事業費及び人件費
- ③ 事業従事者の健保等級証明書（健保等級適用者以外の役員又は時給での雇用契約者等は給与証明書）
- ④ 事業従事者の業務日報
- ⑤ 事業目標に対する実績値
- ⑥ WEB合説の参加企業と出席者の名簿
- ⑦ その他必要と思われる資料として産業支援センターが指示するもの

※本業務の関連書類については、業務完了後5年間保存しなければならない。

1.5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託等の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。業務の一部を再委託しようとする際は、支援センターの承認を得なければならない。また、金銭等を支給し、集客及び動員を行うことは認めない。

(2) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ③ 産業支援センターに報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、産業支援センターと協議を行うこと。

(4) 落札資格停止等の措置

受託者が(3)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定を適用する。

(5) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、産業支援センター個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(6) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1.6 受託上の留意点

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務についても産業支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと。
- (3) 本事業の契約にあたっては、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定を適用するものとする。

1.7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しない。
- (3) 事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については、産業支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする。

1.8 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

事業部 経営支援課

地域活性化雇用創造プロジェクト 太田

電話 059-253-1260 FAX 059-253-1262

Eメール chipro@miesc.or.jp

別表) 戦略的雇用創造分野

※詳細は日本産業分類を参照のこと

1	製造業	大分類 E (中分類 09～32)
2	食関連産業	大分類 A (中分類 01)・・・小分類 010～013 大分類 B (中分類 03～04) 大分類 H (中分類 44～48) 大分類 I (中分類 52、58、61・・・小分類6113) 大分類 M (中分類 76～77)

◆大分類 E (中分類 09～32)

(09)食料品製造業、(10)飲料・たばこ・飼料製造業、(11)繊維業、
(12)木材・木製品製造業、(13)家具・装飾品製造業、(14)パルプ・紙・紙加工品製造業、
(15)印刷・同関連業、(16)化学工業、(17)石油製品・石炭製品製造業、
(18)プラスチック製造業、(19)ゴム製品製造業、(20)なめし革・同製品・毛皮製造業、
(21)窯業・土石製品製造業、(22)鉄鋼業、(23)非鉄金属製造業、(24)金属製品製造業、
(25)はん用機械器具製造業、(26)生産用機械器具製造業、(27)業務用機械器具製造業、
(28)電子部品・デバイス・電子回路製造業、(29)電気機械器具製造業、
(30)情報通信機械器具製造業、(31)輸送用機械器具製造業、(32)その他の製造業

◆大分類 A (中分類 01)・・・小分類 010～013、但し食関連に限る

(010)管理、補助的経済活動を行う事業所、(011)耕種農業、(012)畜産農業、
(013)農業サービス業

◆大分類 B (中分類 03～04)

(03)漁業、(04)水産養殖業

◆大分類 H (中分類 44～48)、但し食関連に限る

(44)道路貨物運送業、(45)水運業、(46)航空運輸業、(47)倉庫業、
(48)運輸に附帯するサービス業

◆大分類 I (中分類 52、58、61・・・小分類6113)

(52)飲料食品卸売業、(58)飲料食品小売業、(6113)無店舗小売業(飲食料品)

◆大分類 M (中分類 76～77)

(76)飲食店、(77)持ち帰り・配達飲食サービス業

※当該事業を利用する企業は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会に入会している
あるいは入会するものとする。